

年 月 日

大津町長 様

住 所 _____

氏 名 _____

電 話 番 号 _____

大津町さくらねこ無料不妊手術チケット交付申請書

大津町さくらねこ無料不妊手術チケット交付要綱第5条の規定に基づき、チケットの交付を受けたいので、交付条件に同意のうえ、下記のとおり申請します。

記

1 捕獲場所

大津町 _____

2 申請枚数

_____ 枚 【内訳】 オス _____ 頭 メス _____ 頭

3 捕獲器の借用希望

希望する → チケットの交付決定後に電話連絡します

希望しない → 交付決定通知を郵送します

4 添付書類

- ・誓約書（様式第2号）
- ・団体の規約及び団体員名簿（団体の場合に限る）
- ・その他町長が必要と認める書類

大津町長

様

住 所

氏 名

誓 約 書

大津町さくらねこ無料不妊手術チケットの申請にあたり、次の事項について誓約します。

- 1 大津町さくらねこ無料不妊手術チケット交付要綱を順守します。
- 2 大津町内に棲みついている飼い主のいない猫のみを対象とし、誤って飼い猫に不妊手術を行うことがないように地域住民に周知を図り、飼い主がいないと判断できたものだけを保護します。
- 3 チケットおよびチケット使用权を譲渡、転売、第三者への再配分等を行いません。
- 4 チケット使用时、協力病院にて身分証（運転免許証や保険証等）を提示します。
- 5 チケットを使用してTNRを行う場合、何人からも物品や金銭を受け取りません。寄付金、謝礼、捕獲手間賃、人件費、不妊手術費用および不妊手術以外の医療費（ワクチンやノミ駆除薬等）、交通費の実費（公共交通機関や高速代、タクシー代、ガソリン代）等を名目として金品を請求することを行いません。
- 6 どうぶつ基金の協力病院とチケットの使用に関して直接交渉（事前予約、医療費など）を行いません。
- 7 住宅密集地でTNR活動を行う場合、環境省が作成した「住宅密集地における犬猫の適正飼養ガイドライン」に沿った取り組みを行うよう努めます。
- 8 妊娠中の猫は墮胎することに同意します。
- 9 希望通りの枚数のチケットが交付されないことがあることを理解し、異議を申し立てません。

- 10 不妊手術の際には猫の耳先をV字カットすることに同意します。また、耳先にV字カットが入った猫は不妊手術済みであることを必要に応じて近隣住民に説明し、その猫がこの場所で一生を全うするまで見届けてもらうよう理解普及に努めます。
- 11 不妊手術終了後は、速やかに大津町さくらねこ無料不妊手術チケット交付実績報告書を提出し、利用しなかったチケットは返却します。また、チケットは有効期間を過ぎると、無効になります。
- 12 チケットの利用にあたり問題が生じた場合は、責任をもって対応します。当事者間で問題解決を図り、また、本事業に関連して生じた事故又は係争等について、町は責任を負わないことを了承します。また、チケットの交付によって、猫の避妊手術ができることを町が保証するものではないことを了承します。
- 13 不妊手術終了後も、地域住民や活動団体と連携して、地域猫として適正に管理します。餌は時間と場所と対象の猫を決めて、必要な量だけ与え、置き餌（餌の放置）はせず、給餌中は見守り、食べ終えたらすぐに片づけます。猫のトイレを設置し、フンの回収・清掃を行い、周辺の清潔を維持し、もしも苦情やトラブルが発生した場合は責任を持って対応します。
- 14 猫の保護活動を行うボランティア団体等は、運営するホームページ(ない場合はSNS等)に、本事業について以下の定型文およびハイパーリンクを掲載します。
 - 協働ボランティア用定型文
「(団体名等)」は、公益財団法人どうぶつ基金の「さくらねこ無料不妊手術事業」に参加している大津町と協働してTNRを行いました。
どうぶつ基金が発行する「さくらねこ TNR 無料不妊手術チケット」によって行った不妊手術費用については、全額どうぶつ基金が負担します (or 負担しました)。
 - リンク先
<https://www.doubutukikin.or.jp/activity/campaign/story/>
- 15 チケットを使用できる猫は「TNRを目的とした飼い主不明猫」です。飼うことにした。保護する。里親を探すことにした等の場合にはチケットを使用できません。チケットを使用して不妊手術を実施した場合、動物基金が協力病院に支払った手術費用をチケット使用者が返金しなければなりません。
- 15 以上のことが守られず、利用方法が著しく不相当と認められた場合は、チケット交付決定の取消し、又は返還の求めに応じるとともに、次回以降交付が停止されても異議は申し立てません。

様式第3号（第6条関係）

年 月 日

様

大津町長

印

大津町さくらねこ無料不妊手術チケット交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあったチケットの交付について、大津町さくらねこ無料不妊手術チケット交付要綱第6条により、下記のとおり決定したので通知します。

記

1 交付枚数 _____ 枚

2 チケット番号 No. _____ ～ No. _____

3 交付条件

- (1) このチケットは、本事業の目的以外に使用してはならない。
- (2) 事業完了後20日以内に実績報告書を提出すること。
- (3) 事業の変更又は中止をする場合においては、交付したチケットを返却すること。
- (4) 大津町さくらねこ無料不妊手術チケット交付要綱第8条に該当するときは、この決定の全部又は一部を取り消すことがある。

様式第4号（第7条関係）

年 月 日

大津町長 様

住 所 _____

氏 名 _____

電 話 番 号 _____

大津町さくらねこ無料不妊手術チケット交付実績報告書

年 月 日付け 第 号で交付されたチケットについて、大津町さくらねこ無料不妊手術チケット交付要綱第7条の規定により、下記のとおり報告します。

記

1 交付枚数 _____ 枚

2 利用枚数 _____ 枚 【内訳】 オス _____ 頭 メス _____ 頭

3 返却枚数 _____ 枚

3 添付書類

- ・利用一覧表（別紙）
- ・手術前と手術後の猫の写真
- ・未利用チケット
- ・その他町長が必要と認めるもの